

「県産品等消費喚起キャンペーン」に係るSNS広告の制作、配信業務
技術提案実施公告

随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

なお、本手続きは鳥取県議会令和3年9月定例会において本件業務に係る予算が議決されることを前提に行うものであり、同議会により同予算が議決されなかった場合は契約を締結しない。

令和3年10月8日

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会
会長 小寺 弘城



1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

「県産品等消費喚起キャンペーン」に係るSNS広告の制作、配信業務

(2) 業務内容

別添 業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年12月30日（木）まで

(4) 履行場所

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会（以下「協議会」という）が指定する場所

(5) 委託金額（見積上限額）

1,056,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 次に掲げる措置を受けている者でないこと。

①鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日出第157号)第3条第1項の規定による指名停止の措置

②岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に規定する入札参加の停止又は入札参加の除外の措置

(3) 次に掲げる申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て

②民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。

(5) 協議会との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 参加申込

(1) 提出期限

令和3年10月18日（月）午後5時（必着）

(2) 申込方法

技術提案参加申込書（様式第1号）を持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出先

〒105-0004 東京都港区新橋 1-11-7 新橋センタープレイス 2階
鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局（担当：稲村）
電話：03-3571-0092

4 仕様書等に対する質問の受付

(1) 受付期限

令和3年10月18日（月）

(2) 質問方法

質問書（様式第2号）により電子メールで送付すること。

不着等の事故を防ぐため、メール送信後、電話で送付の旨を連絡すること。なお、電話又は口頭による質疑には応じられない。

(3) あて先

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局
メールアドレス：info@torioka.com
電話：03-3571-0092

(4) 回答方法

電子メールにより、随時、技術提案参加者全員に行う。

ただし、本技術提案に直接関係ない質問や機密情報にかかわる質問に対しては回答を行わない場合がある。

なお、質問に対する回答は仕様書の内容の追加又は修正とみなす。

5 提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年10月22日（金）午後5時（必着）

(2) 提出先及び方法

上記3の（3）の提出先に、持参又は郵送により提出すること

(3) 提出書類

- ア 技術提案書（様式任意）
- イ 会社概要・事業実績（様式任意）
- ウ 見積書（様式任意）
- エ その他参考資料（ない場合は提出不要）

(4) 提出部数

各6部（ただし、見積書は正本1部、写し5部）

(5) 提案書の作成に当たっての留意事項

ア 提案書の作成に当たっては、別添『「県産品等消費喚起キャンペーン」に係るSNS広告の制作、配信業務』委託事業者選定審査要領（以下「審査要領」という。）を踏まえたものとする。

- イ 提案書等の規格はA 4判とするが、必要に応じてA 3判の折り込みも可とする。
- ウ 1提案者につき1提案とする。ただし、同一の提案書の中に、委託者が選択することを前提とした複数の提案を行って差し支えない。
- エ 見積書は、可能な限り内訳を記載すること。
- オ 提出された提案書等は返却しない。

6 審査及び選定

(1) 審査方法

複数の審査員で構成する審査会において、別添審査要領により、提案書等の内容を審査し、総合点が最も高い者を受託者候補として選定する。

(2) 審査会の日時等

別途、本技術提案参加者に通知する。

(3) 審査結果の通知方法

審査結果は、提案者全員に郵送により通知する。なお、他の者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。

7 契約の締結

(1) 契約の締結

ア 受託者候補の選定後、採用された技術提案を基本として、運営協議会と当該受託者候補が再度詳細な協議を行ったのち、契約を締結する。

なお、協議では提案書の趣旨を逸脱しない範囲で内容を変更するよう求めることがある。

イ 上記の協議が不調のときは、受託者候補以外の提案者のうち得点が上位の者から順に契約の締結に関する協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

(2) 契約保証金

鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 112 条及び第 113 条又は岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会会計処理規程その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 上記 2 に定める技術提案に参加できる者の資格のない者が提案したとき。
- (2) 参加申込書が上記 3 の (1) の提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 提案書が上記 5 の (1) の提出期限を越えて提出されたとき。
- (4) 提出書類に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 見積書が上記 1 の (5) の条件を満たさないとき。
- (6) 提案者が上記 2 に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。

- (2) 本技術提案への参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、受託者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (4) 審査経過については公表しない。